

見附市選挙管理委員会告示第18号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項及び第2項の規定による投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等の掲示について、同条第3項及び第6項の規定によりその掲載順序のくじを行う時刻及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

1. くじを行う時刻 午後5時30分

2. くじを行う場所 見附市役所 4階 402会議室